

組合員の皆様へ大切なお知らせ

組合脱退時の「出資金の返金時期」が 令和7年度から変更になります。

Q

なぜ脱退時の出資金の返金時期が変更になるのですか？

A

生協法や定款に従うためです。
これまで組合員の都合による脱退(自由脱退^{※1})のお申し出の際、組合員の利便性を考慮し、随時出資金を返金してきました。

しかし令和7年度からは、生協法及び定款に則って、12月31日までに組合員より申請された自由脱退については、翌年4月以降に返金いたします。

なお、退職等により組合員資格を喪失された場合や組合員が亡くなった場合の脱退(法定脱退^{※2})については、これまでと変わらず随時返金いたします。

Q

生協法や定款^(※3)ではどのように書かれているのですか？

A

自由脱退については、定款第10条において、事業年度末の90日前までに脱退希望をお申し出いただいた場合、事業年度の終わりに脱退ができると定めています。

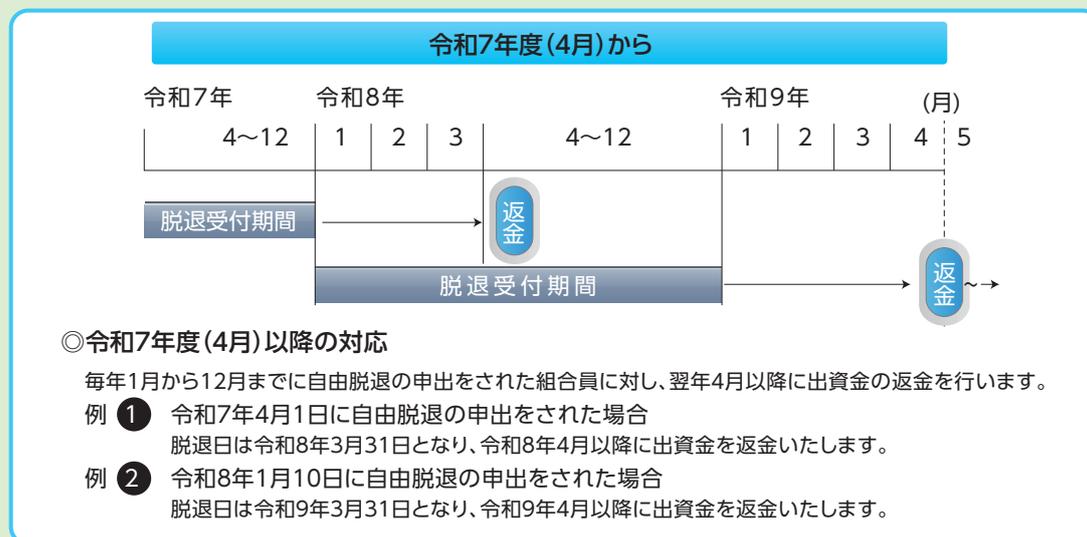
また生協法では、「組合員が何ら予告もなく突然脱退することは、組合事業の遂行を阻害し、組合債権者の利益を害するおそれもあり、事務処理上でも不便が多いため、技術的制限として予告期間を規定する」とされています。

※1 組合員の都合で生協の共済事業を利用しなくなったことによる脱退

※2 退職等組合員たる資格の喪失や死亡による脱退(退職時に一定の要件を満たす方は退職者組合員に移行することで引き続き共済事業を利用することができます。)

※3 生協法は消費生活協同組合法、定款は全国町村職員生活協同組合定款のことをいいます。

● スケジュール概要



● 組合脱退及び出資金払戻請求書(以下「脱退用紙」という。)

脱退の理由	脱退用紙が本部に到着した月	脱退日	出資金の返金時期
法定脱退 (資格の喪失・死亡・除名)		脱退に起因する日	脱退用紙が本部に到着した月から3ヶ月以内
自由脱退 (上記以外)	4月から12月	当該年度末	翌年度4月以降
	1月、2月、3月	翌年度末	翌々年度4月以降